

# 江東区長が認める小規模の廃棄物焼却炉の設置に関する指導指針

平成 23 年 4 月 1 日

22 江環環第 2158 号

## (目的)

第 1 条 この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。）第 126 条ただし書き及び条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）第 62 条第 1 項第 1 号並びに、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成 12 年東京都規則第 152 号）第 2 条の表八の項ホの規定に基づき、区長が認める小規模の廃棄物焼却炉（以下「小規模廃棄物焼却炉」という。）の設置と焼却に関して必要な事項を定めることにより、大気環境を保全し、もって区民の健康と安全の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この指針において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称をいう。
- (2) ばいじん 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するものをいう。
- (3) 小規模廃棄物焼却炉 環境確保条例規則第 62 条第 1 項第 1 号に定める焼却炉であり、火格子面積または火床面積が 0.5 平方メートル未満で、焼却能力が 1 時間当たり 50 キログラム未満の廃棄物焼却炉を指し、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に定めるものを除く。

## (小規模廃棄物焼却炉の構造及び能力等)

第 3 条 小規模廃棄物焼却炉の構造は、廃棄物処理法施行規則第 1 条の 7 各号に適合する構造であり、次の基準を満たすものとする。

(1) 構造基準

(ア) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却炉内部と外気が接することなく燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること。

(イ) 燃焼に必要な量の空気の通風がおこなわれるものであること。

(ウ) 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。 )。

(エ) 燃焼室の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

(オ) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(2) 排出ガス中のダイオキシン類及びばいじんの量の測定基準

排出ガスの測定は、通常焼却されるものと同様の対象物を焼却して行い、排出ガス中のダイオキシン類及びばいじんの量が環境確保条例規則別表第16の基準に適合していることが確認されたものであること。

(設置場所)

第4条 原則として、首都高速道路湾岸線より南の地域で、区民の居住していない地域においてのみ設置を認めることとし、自己敷地外に熱気・排気・臭気等の影響を及ぼさない場所に設置することとする。(隣地境界から原則として10m程度の距離を有すること。)

(焼却対象物等)

第5条 廃棄物処理法及び環境確保条例により廃棄物等の焼却は原則禁止されている趣旨を踏まえ、焼却物等については次のとおりとする。

(1) 焼却できる品目は、産業廃棄物のうち、印刷業等から生じる紙片類及び木材製造業等から生じる木片類等とし、一般廃棄物の焼却は禁止する。

(2) 焼却により生じた灰は産業廃棄物であるので、廃棄物処理法等の法令に従い、許可を受けた処理業者に処分を委託すること。

(3) 資源ごみ等、リサイクル可能なものは分別を徹底し、焼却してはならない。

(4) 焼却炉の能力を超えた量の投入は行わず、適正な焼却に心がける。

(設置の申請手続き)

第6条 第3条の基準を満たした小規模廃棄物焼却炉を設置しようとする者は、小規模廃棄物焼却炉設置・変更申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添え、江東区長あて書類を提出することにより、申請を行うことができる。

- (1) 案内図(周辺の地図)
- (2) 配置図
- (3) 設備図面及び仕様書(外観図・構造図・カタログ等)
- (4) その他区長が必要と認めるもの

2 申請者は、区長に当該申請書を正副2部提出するものとする。

(設置の認定)

第7条 区長は、第6条による申請があった場合、申請の内容を審査し、ダイオキシン類及びばいじん量測定結果報告書(別記第2号様式。以下「報告書」という。)による排出ガス中のダイオキシン類及びばいじんの量の測定結果の報告を受けた後、指針の各条に抵触しないと認めるときは、設置を認定するものとする。

なお、報告の際には、計量法(平成4年法律第51号)に基づく計量証明許可を受けた事業者の発行する計量証明書(以下「計量証明書」という。)を添付すること。

2 区長は設置を認定した場合、小規模廃棄物焼却炉認定決定通知書(別記第3号様式)により認定を通知し、申請書の副本を申請者に返却することにより認定したものとする。

3 申請者は、副本を小規模廃棄物焼却炉の使用期間中保存しておくものとする。

(維持・管理)

第8条 区長により認められた小規模廃棄物焼却炉を使用する者は、以下の事項を遵守して使用管理に努めなければならない。

- (1) 焼却炉製造・販売会社等とメンテナンス契約を締結し、焼却能力の維持に努めること。
- (2) 焼却対象物を変更した時には、通常の使用の状態、排出ガス中のダ

イオキシソ類及びばいじん量について測定を実施し、報告書に計量証明書を添付して、測定結果を区長に報告するとともに記録を保存すること。

(3) 焼却炉使用期間中は、二年ごとに排出ガスの測定を行い、報告書に計量証明書を添付して、測定結果を区長に報告するとともに記録を保存すること。

(4) 焼却炉の性能が維持されていることを目視（設備外観、排気の状態、燃焼温度）、排出ガスの測定等の方法により随時点検し、記録を保存すること。

(5) 焼却の日時・量・品目・運転状況等について記録し、これを保存すること。

（修繕等の報告）

第9条 焼却炉の破損、消耗等により排出ガス基準の遵守が疑われる時は、直ちに使用を中止し、修繕等を行った後に測定を実施すること。これにより、基準を満たすことが確認できた場合は、報告書に計量証明書を添付して、測定結果を区長に報告した後に使用を再開できるものとする。

2 その他周辺の環境に著しい影響があると認められる場合には、再度測定するなどの必要な措置を行うこと。

（廃止の届出）

第10条 区長により認められた小規模廃棄物焼却炉を使用する者は、焼却炉を廃止したときは、その日から三十日以内に、小規模廃棄物焼却炉廃止届書（別記第4号様式）を江東区長に提出するものとする。

（是正指導等）

第11条 前条までの規程に従わずに焼却行為を行っている者や、本指針に基づく焼却炉の管理等を行わない者に対しては、焼却行為の中止や管理等の改善の是正指導を行うとともに、必要に応じ、小規模廃棄物焼却炉の設置の認定を取り消すものとする。

（委任）

第12条 この指針に定めるもののほか、必要な事項については、環境清掃部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この指針は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 施行時に、旧構造基準により設置されている小規模廃棄物焼却炉について、本指針に適合しない場合は改善の指導を行っていくものとする。